

港区営住宅条例の一部を改正する条例

本案は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正に伴い、引用している法律の条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

現行制度では、身体に対する暴力などを受けた被害者のみを対象とする保護命令の強化等の必要性が指摘されていました。これを受け、接近禁止命令等の申立てをすることができる要件に自由、名誉又は財産に係る脅迫を受けた場合が追加されるなど、保護命令制度の拡充を行う改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和6年4月1日